

平成 28 年 12 月 26 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査（中期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（中期）を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、子ども家庭課、こども保育課、国保年金課及び健康増進課）
- (2) 水道部（総務課、施設課）
- (3) 会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局

3 監査対象期間

平成 27 年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 各部行政運営方針書で主要事業として位置づけた事業

- (2) 契約額が 5,000 千円以上の随意契約による委託事業
- (3) 平成27年度当初予算に補正で追加した事業
- (4) 各部行政運営方針書で主要事業として位置づけた事業に関する工事
- (5) 各種団体の現金管理事務

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査の着眼点」の「第1財務事務監査の着眼点」、「第2経営に係る事務事業監査の着眼点」及び「第3工事監査等の着眼点」等に基づき、事務の正確性、合規性の検証、経営に係る管理の経済性及び効率性並びに有効性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査によりさらなる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

また、各種団体における現金管理の状況について、抽出で現地調査を実施した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成28年8月19日から同年10月28日まで

(2) 現地調査

ア 実施場所 地域福祉課、高齢福祉課及び健康増進課

イ 実施日 平成28年9月29日

(3) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 平成28年10月31日及び11月1日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、一部の事務事業については、下記のとおり改善等の必要を認める事項があったが、それ以外の事務事業についてはおおむね適正な事務処理がなされていた。なお、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 指摘事項

下記のとおり指摘事項が認められたので、必要な是正措置を講じられたい。

○特定疾病療養受給証所持者に対する重度心身障がい者医療費助成金の過支給について（障がい者支援課）

「事実」

特定疾病療養受給証所持者に対する重度心身障がい者医療費助成金については、特定疾病療養受給証所持者の特定疾病に係る診療等に対して支給を行なっている。具体的には、人工透析患者に対して、各月、医療機関ごとに各医療保険者が負担する療養費（医療保険者による現物給付）及び高額療養費（ケースによって現物給付と自己負担後申請給付の2通りあり）を除いた自己負担限度額である1万円（一定の上位所得者については2万円。以下同じ。）につ

いて、償還払い（自己負担後、市の作成した書類に基づく申請給付）にて支給しているところである。

また、人工透析に係る診療を受けた医療機関とその医療機関で処方された調剤薬局に係る自己負担金の両方がある場合については、最終的に合わせて1万円が自己負担限度額となるものである。

結果して、被保険者としては、一旦自己負担は生じるものの、最終的には医療保険者（高額療養費）及び市（医療費助成金）によって全額助成されることとなる。ただ、この場合、助成が高額療養費によるものか医療費助成金によるものかについては、必ずしも被保険者の関心が高いものとはなっていない。

こうした複雑で分かりにくいともいえる制度にあって、市においては、医療機関と調剤薬局に係る分を別々に自己負担限度額と誤認し、本来医療保険者が高額療養費として負担すべき額も含めて重度心身障がい者医療費助成金としての書類を作成し、被保険者も当該書類によって申請を行い、その結果、市として過支給していたものである。

過支給額は平成23年度から平成28年度まで、22,481,500円、実人数182人である。

「是正の意見」

今回判明した過支給については、特定疾病療養受給証所持者と重度心身障がい者医療費助成金支給側（市障がい者支援課）との関係だけではなく、特定疾病療養受給証所持

者（被保険者）と各医療保険者、医療機関、調剤薬局との複雑な関係が内在する。医療保険者によっては、被保険者に給付する高額療養費については、申請による償還払い方式や自動給付方式があり、また、特定疾病療養受給証所持者が特定疾病以外の診療等を受けた場合、医療保険者から給付される高額療養費は特定疾病とは異なる一般の高額療養費が対象となる等、被保険者にとってもわかりづらい複雑な制度になっている。

以上のとおり複雑な制度ではあるものの、今回のように、本来医療保険者が負担すべきものを市が負担するような事態が生じたことについては、厳粛に受け止め、再発防止策の徹底に努める必要がある。

具体的には、重度心身障がい者医療費助成金の書類の作成等にあたっては、これまで以上に当該助成金に高額療養費分が混在しないように、二重、三重のチェックのあり方を検討されたい。

また、関係機関や被保険者においても、従前にも増して高額療養費と医療費助成金の峻別が図られるように努めていかなければならない。具体的には、障がい者支援課にあたっては、特定疾病療養受給証所持者に対して、各医療保険者に高額療養費を給付申請するよう、また各医療保険者に対しては、被保険者に高額療養費の申請を勧奨するよう求められたい。

更には、従来のあり方では複数の関係者が介在、関与す

る仕組みのため、過誤のリスクは常に内在せざるをえない。
これを解消するためには、医療費の最終負担者である医療
保険者と市との２者の関係に収れんさせていくようなあり
方、すなわち被保険者の医療機関窓口での自己負担を割愛
する現物給付も含めて、よりよい事務処理方法について調
査・検討されたい。

(2) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事
業の遂行に当たって留意されたい。

○会津若松市食育ネットワーク補助金について（健康増進課）

健康増進課において支出された当該補助金について、その
交付にあたり補助金制度に対する理解不足のため、事務手続
きに誤りがあったものであり、今後、補助金交付、精算及び
返納等の事務にあたっては、正しい理解に基づいた適正な執
行に努めるべきである。

一方、補助金の交付団体である会津若松市食育ネットワー
クには、会津若松市も構成員として参加しており、また事務
局も健康増進課が担うなど、当該団体の会員と市が一体とな
って、団体を運営し、各種事業に取り組んでいるところであ
る。

こうした点を踏まえ、所管課において、今後、市からの公
金支出のあり方について、負担金へ変更することも含め検討
するとのことであったが、このような当該団体と市の関係を
再精査のうえ、より適正な支出のあり方に向け、見直しをす

ることは必要であると考える。

- 老朽管更新事業（滝沢町・上町）配水管布設替工事におけるイメージアップ経費に係る受注者の実施内容の確認について（水道部施設課）

老朽管更新事業における二件の配水管布設替工事の設計において、イメージアップ経費が計上されており、特記仕様書に基づき、工事完了後に受注者から実施報告書が提出されているが、そこに示されている費用内訳の一部には特記仕様書で明記されているイメージアップ経費の費目に合致しないもの、更には、共通仮設費の積算費目と重複しているものが含まれていた。

これらの工事に係るイメージアップ経費については、その後の再精査において、地域対策費等により、二件の工事とも設計金額を満たしていたことが確認できたところである。

今後は、特記仕様書において工事完了後、イメージアップ経費の実施状況写真・経費内訳・実施報告書等、実施を確認できる資料の提出を求めていることから、監督員はその報告書の内容について確認を行うとともに、水道部内においてイメージアップ経費のあり方について共通理解が図れるよう努められたい。

また、イメージアップ経費の実施に当たっては、水道施設工事関係会社に対し、適切な指導を図られたい。